教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年12月20日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

## 佐賀県教育委員会規則第7号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 教育職員免許状に関する規則(平成2年佐賀県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第2号(第3条、第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、	様式第2号(第3条、第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、
第12条関係)	第12条関係)
略	略
1 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことがある。	1 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことがある。
$2\sim4$ 略	$2\sim4$ 略
注略	注略

附則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。